

院の前委員長原さん及び現在の長野委員長に十分お話ををしてあるというお言葉ですが、実は原前委員長に私が昨日お目にかかつたときに今日はぜひ来ていただくよう申し上げておいたのですが、お出でになりませんから、われわれ衆議院側の委員としても責任がありますので、私がかわつて御質問をするわけであります。原さんはこの点は非常に憤慨されておつた。衆議院の意向をあれだけ強く主張しておつたにかかわらず、この点がやはり入れられなくておらないということを言っておられた。これは衆議院側の問題として、そういうわけならば、前委員長としてもやはり責任があるのでから、参議院の意向といふものはこういうものであるということを、事前にもつとわれわれに徹底するよにはかるなり、相談する機会を持つべきであつたと思うのです。しかしこれはわれ／＼の問題であります。ただ私がお伺いしたいのは、はたして参議院の委員長が前委員長に話されたときに、原さんが了解されておつたのかどうか、そのところをいま少しくはつきりお答え願いたいと思います。

議員会の性質上、何といつても行政機関でありますから、こうしていただきなければやりきれないのだからということを、るる申し上げてあります。たゞ原さんからは、そのとき承知したと申すお言葉は、私は聞いておりませんけれども、了解していただけるものと思つておりますが、それから長野さんにおかわりになりましてからも、この点は前から原さんとの間で問題になつてゐたが、しかしこれはぜひひとつ御同調を願いたいということを申し上げたのみならず、いつでありますか、博物館の問題につきまして、理事会のような形で両方の合同理事会がありました席でも、私この問題に触れて申し上げたのであります。ただ皆さんの方の委員会といつましまして、その点どこまでお進みになつておられるか知りませんけれども、私といたましましては、これは非常に大事な点でありますので、自分としては申し上げたのであります。その上に御同意願えるかどうかは、また皆さんの方の委員会でお詫びを願いたいと存じます。何しろ申し上げたような行政機関でありますから、無償とか、あるいは手当程度というようなことで、毎日出勤して来てやるという建前の方で御審議を願いたい、かように存じます。

むしろ衆議院 자체の問題だと思ひます
が、提案者の御趣旨は了承いたしました。
た。ただ別に法律の定めるところによ
つてやるとしてありますか、この点他
の委員会などの例を考慮しまして、ど
ういう法律でこれを定めることになる
のでありますか。

○山本參議院文部委員長　それではた
いへんいい御質問ですから、具体的に
申し上げます。先ほど九つであります
たか、委員会の名前をあげましたが、
その場合における給與がどうなつてい
るかということを、まず最初に申し上
げます。國家公安委員会におきまして
は、委員長が月額三万二千円、委員も
三万二千円となつております。それから
ら公正取引委員会におきましては、委
員会は三万二千円でありますて、委員
は二万五千六百円になつております。
それから全国選舉管理委員会におきま
しては、委員長はやはり三万二千円で
ありますて、委員は二万四千円になつ
ております。それから地方自治制度調
査会におきましては、委員長が三万四
百円、委員が二万四千円であります。
それから外國為替管理委員会は、委員
長が三万四百円、それから委員が二万
七千二百円、大体こういうふうになつ
ております。文化財保護委員会の方は
どういうふうになるかと申しますと、
ほかの委員会と同様、この委員長は非
常に大事であり、またりつけな人にして
いたのがなかつたならば、この運営費
がうまく行かないと思ひますので、ほ
かの委員会の例に従いまして、委員長
は三万二千円というふうに考えてお
ります。委員はほかの委員会では三万
二千円とか二万五千円とかあるいは二
万七千円というのもござりますけれど

○山本參議院文部委員長 附則の百二十五条でございます。
○渡部委員 この問題ですが、文化財保護法関係の委員長なり委員会なりが、そのように頻繁な任務を持つものなのかどうか。大体私たちは、博物館の人たちその他と始終接觸しておりますして、こういう問題についても意見を十分交換したわけですが、それに述べられたいろいろな委員会の場合には、選舉管理委員会等を除いては日常通り得る諸問題について、刻々に解決の道を講じて行かなければならぬような委員会が多いわけですが、この文化財問題については、そういう毎日起り得るをよくなし事態、一々解決して行かなければならぬというような性質のものではないのじやないか。これはやはり員会に対する、あるいは重要美術に対するそれがそうあるべきような認定をつくりさせ、それについての保護の根本方針をきめるというような性質のものであつて、そういう場合には、述べられた経済関係その他の委員会等とは非常に性質が違うのじやないか。この点はどうお考えですか。
○山本參議院文部委員長 この委員会は、この法案を、ごらんの通り、前の国宝保存法とか重要美術に関する法律とか、あるいは史蹟、名勝、天然記念物というようなもの、それらは今まで御存じのようにそういう法律があると同時に、それぐの委員会があつて活動をしていたわけですが、そのほかに無形文化財であるとか、あるいはまた埋蔵

保有をどういうようになつて行くかといふことも、ただいま申し上げました。うに職時からほつておいて、また戦後においても十分に行つてないでありますから、こういりつけな委員会の方々によつて再調査をしてもらつて、そろしてほんとうにやつて行つてもらわなかつたならば、これはであります。それからまた、今までありますと、文化財を開くるような場合、大体所有者の方の御理解を得て出品を頼つておるわけであります。中にはおれのうちのものは、そんなにまやみに見せられぬといふようなことで、出さぬようなことになつておりましたが、今度はそういうふうなりつけな国宝なり重要文化財として指定されるようなものは、それは所有としては個人の所有に相違ないのですけれども、しかしながらまたそれは国民の文化財だというような考え方にして、できるだけその公開をしてもらうように努めることになりますので、そういうふうな点においでも所有者の理解を得るとともに、また喜んでそういうのに出してもらうという建前をとつておりますから、そういうふうな勧告等の問題もずいぶん含まつて来るだらうと思われます。非常に多くて実はこのくらいの委員で、このくらいの事務組織で実際やつて行けるかと心配しているくらいであります。用は十分にあるとわれくは信じておるわけでございます。

おつしやつたような選定上の具体的な準備をやつて行く。たとえば国宝重視に関するその性格とか特質とか意義とかについての研究調査の根本的な部分は、下部組織においてもちろんやつて行くのだろうと思われるわけです。そうすると下部組織の行つた調査研究に基いての認定をするというところに、委員会の性質があるようにも思つわけですが、そうなつて来ますと、委員会の任務というものは、「さまでかいことにまで、印刷等に至るまで関係するようなものではないのじやないか。今までの委員会に見ましても、私はそういう性質のものではないと思うのですが、その点にやはり山本さんの方との考え上における違しが出て來るのではないかと思うのですが……」

いう見地に基いてわれ／＼としては、やはり現実にそのことに携わっている専門家たちの考へるところは、そう私は狂いがなじみやないかという見地から、衆議院の方等においても、こういう点を参考しまして出た議論であつたわけなんです。

○山本參議院文部委員長　お答えいたします。今の問題はおそらく衆議院案でも大体私が申し上げたと同じようになります。今ちよつと手元に持つております。今まで委員会が中心でありますとして、そうして問題等につきましては、五人の委員だけで独断でやるのはいけないから、そのためには専門審議会をつくりまして、十分にその専門の人たちの審議を経、あるいはまたそういう人たちから建議があれば、その建議も受けれる。しかしながら執行するのには、どこまでもこの委員会なのでありますまして、そういう意味から言うと、どこまでもこの委員会が中心であり、同時に中心であるから一番忙しい。決して單に委員会があつたら、その時に出て来て、何か意見を述べて帰つて行つてしまふというふうな、普通の諮詢機関などと違つて、行政の執行機關でありますから、これが忙しいことは当然なわけです。かりに国宝を今度選びかえるということは、その国宝とはどういふものにするかといふ問題、これは当然専門審議会でも皆さんに御相談することだらうと思いますが、そういうものをきめて行くことだけを考えましても、たいへんなことだらうと私は思ひます。この委員会でやる仕事はたくさんありますし、この委員会が單なる

○渡部委員 大体意見はわかりました。
それからもう一つお聞きしたいのですが、それは四十四條ですが、委員会が文化の国際的交流その他の事由により特に必要と認めて許可した場合には、輸出を許すことになるでしょうが、現状在こういう形でやつておると、やはり海外輸出というものが相当出て来る可能性があるじゃないかというふうな懼があるわけですが、この点はどうですか。

○山本參議院文部委員長 海外に輸出します。それは四十四條ですが、委員会が文化の国際的交流その他の事由により特に必要と認めて許可した場合には、輸出を許すことになるでしょうが、現状在こういう形でやつておると、やはり海外輸出というものが相当出て来る可能性があるじゃないかというふうな懼があるわけですが、この点はどうですか。

私 松 境 司 事 慮 あ い こ と じ し が け い ま し て し
事者が出したいといふような希望で、私はけつこうだと思うのです。
○渡部委員 輸出という意味がつまり最初に文部省がやつておつて、文部省ではいかぬというところから、戦後ざいましたが、この問題は、御承知の通り文化を交流するために一時的に所有をこちらに持つておつて、展覧のために一時的に所有をこちらに持つておつて、展覧のたために一時的に所有をこちらに持つておつて、展覧のたに供出するといったような意味の輸出であるのか、売買關係を伴うような輸出であるのか、この点はどういうふな意見ですか。

急に博物館を持つて行つた。しかしながら博物館の本来の使命があるわけでありましたから、そうすると博物館は博物館本来の姿に帰つて、そうしてこういう保護行政というふうなものは独立しなければならぬという考え方方が、單にわれわれの方の委員会ばかりではなくに、識者の間でも強くて、前からこの問題は民間にもあり、また関係筋等にもあつたわけであります。それらのことともこの中には相当反映しておるわけでござりますから、そういう意味におきましてこの委員会は重要なと考えますので、ちょっと補足的に申し上げておく次第であります。

○長野委員長
御見請なけれど暫時休憩いたします。
再開時刻は三時以後になる予定であ
ります。

午後一時十一分休憩
午後三時八分開議

○原(彪)委員 私は党の用が忙しかつたために、ここ数日来委員会に出席しなかつたところ、突然文化財保護法案が、四月の二十六日に付託になり、非常に驚いたわけであります。今期末に参議院側がかかるような重大な法案をね出しになる意図が、非常に私は疑わしいのです。この法案の全貌を通説いたしますと、大体において寛容な気持

をもつて衆議院案をお入れになつたことは敬意を拂うものであります。が、ただ重要な点において衆議院案をおられになつていい点があります。この点はついてどういうお気持か、御意見を承りたいと思うのであります。まさに第一に第十三條の一、これは先ほど御質問があつたそうで、ほかの委員へもさようであるというような御答弁、さらにはまたこの委員会が常勤であるという点から、かようなな委員に対して高額な給與をお拂いになるという御質問があつたそうです。しかしこれは衆議院側の――これは自由党の諸君もそうでありましたが、全部が国権の最高機関であるわれや議員の給料と費用弁償でも、よけいな給料をこの委員に拂ふべきではないかといふ御意見が多數でありますし、しかもも議院側の意向は教育委員会のように、ということは、僭越ではないかといふ費用弁償で、この委員の方々に給與を與えた方がよろしいというばかりではなく、その方が広く文化人を兼務させることもできるし、文化界の最高の権威を呼ぶこともできるという衆議院側の全部の意向であります。これは再三参議院側にもお願い申し上げておつた通りであります。その当時は國務大臣と同等の待遇を與えるという條文になりましたが、文章は、十三條は「別に法律の定めるところにより相当額の職員の給與に関する法律の一部を次のように改正する」、云々という條文であります。別に法律に定めるとこ

ありますするが、そうすると全国の選舉管理委員長と同類、つまり委員長三万円、二千円、それから委員は全国の選舉管理委員と同じよう二万四千円といふ。どうな、選舉管理委員会と同等な待遇を與える。ほかの委員会がそうであるから、この文化財の方もそうしてくれ。いい人材を、いい文化人を得るために、どうしても費用弁償で、ほとんど常勤ではなく——おそらく執行機関ではありますけれども、常勤ではなくてつまり常勤というのはその事務局長が常勤であつて、一切の采配を振り、重要な文化財の事務局長より提出された重要文化財を、審議にかける一つの重役会のごとき形をその委員会に持たせて、判断するといふ委員会の形にした方がいいではないかということが、参議院側の意向であつたのであります。その当時も参議院の方の御意見は、国務大臣と同等にやらせたいという御意向であつたが、衆議院側の意向は入れられずに、そのままそういうふうになつておるのであります。この点が非常食い違つて、ここにおられる圓谷さんも先鋒であつたと記憶いたしますが、おそらく手賀さんもそうであつたと存じますが、今は野党におりますけれども、超黨派的にこのことは申し上げておるはすであります。そのことにつきまして、ひとつ参議院の委員長さんの御意見を承りたいと存じます。

民の宝たるものを国宝に指定することができる。」これはけつこうであります。これが、まことに抽象的であつて、それならば国宝を指定するのに、どういう基準でこれをきめなければならぬか、基準が一番大事であります。これは一つの作文にすぎないのであります。それをなぜ委員会規則によつて規定の基準は委員会規則によつてきめるといふことを書いてあるのであります。それをなぜ委員会規則によつてきめるかと申しますと、衆議院側では、各方面の知識をお持ちになつておられるますが、その方の専門家ではない方もおられるようであります。こういう法律をつくる場合において、いたし方ではないのであります。この委員会の専門的な知識によつて、この国宝の査定の基準というものを規則によつて出され方が適當ではないか、こういう意味合いで、そういう條項を衆議院側は入れたのであります。これが参議院側で削られておる点であります。この基準がないということは、法律に魂がないと言つても過言ではないと思うのであります。この点について御意見を承りたいと思います。大体さような点がおもなるところであります。

單にこれを延ばしておつたのではなくて、遅くなりました理由はさまざまなもので、その御事情はおとく原さんも御承知でいらっしゃるとして私は信ずるのであります。そうしてこちらに提出ができますようになりますと、おとく原さんには、できるだけ皆さんに審議をいただきたいと思いまして、すぐには本会議が通らぬうちに予備審査でこちらにお願いしておるくらい、われわれの方といたしましては、会期末にはなりましたけれども、できるだけ急いで方法をとつております。その点はひとつ御了承をいただきたいと存じます。

して、この文化財委員会におきましては特別に高くしておるというようなことはないのです。ただいま御指摘になりましたように、十三條で前には國務大臣級という言葉を使いましたが、衆議院の方のお言葉もありましたので、私の方も衆議院の御意見を尊重いたしまして、それを修正して「別に法律の定むるところにより」という言葉に、相違点は直しておりますので、その点からしますと、法律の定むるところによつておるので、これだけ特に高いことをしておるのでない。先ほども一々数字を上げましたから重ねて申し上げませんが、決して特殊に高いものにしておるのでないでございます。それからまたこの委員会に出て参ります人が連日のように出て来るのですが、それから、原さんのおつしやるような無報酬にするとか、ないしは手当程度ということでありましては、これだけの地位を保つて行きます方も、昔でありますから、資産を持つておる方なら、おそらく喜んで出られるだろうと存じますが、今日の時世におきましては、給與がまるでなくて、毎日出て来て行政の機関のことをやつて行くということは、ほとんどいかなる人にも、おそらく生活の上で困難な問題が起るだらうと思います。そうしてこれだけの行政の委員会でありますならば、相当額の給與を出すことは不当でないと思ひます。実は原さんにも、この問題は私何度も申し上げたと存じます。但し、原さんは原さんのお考え方を持つておられますから、今日も御同意を得られないならば、たいへん私残念に思ふのであります。どうもわれ〜くの立場としては、今のような立場を

始まつたのではなくて、私の方の前委員長の田中君の時代から申し上げておりますが、不幸にいたしまして委員長がかわらましたために、連絡等のことが十分でなく、またあなた様の方も委員長の御更迭がございましたので、それらの点で十分な連絡ができていなかつたかもしれませんけれども、しかし私の方に対しましても申し上げ、あるいはその後申し上げる問題ではなくて、前からずつと申し上げ、また後任の委員長に対しましても申し上げ、あるいはその後の理事打合会、その後におきましても、衆議院の方々に対しまして、この問題は申し上げておることでありますから、ひとつの点御同調をお願いしたいと存ずるのであります。

保存法というものがございまして、古社寺保存会におきましても、国宝といふものの定義づけをしようとして非常にやられたことがあるのです。それがどうしてもできない、ユニークなものをユニバーサルにしようとしても、ユニークなものを調べまして、そうしてやつて行くよりしかたがない。ありますから、そういう基準のような専門的なものは、委員会及び委員会には専門審議会のような専門家の集まりもありまして、そこに諮問いたすことがありますから、委員会及び専門審議会において一つ／＼のものについて定めて行つてもららう、そういう建前から基準を設けなかつたのであります。決して設ける意思がなくて設けなかつたのでなく、設けようとしても法律の上でそういう記述ができないためにいたさなかつたので、お考えは原さんと私とまったく同じでありますから、この点もひとつ御一考をいただきたいと思うのであります。

がかかるべきだと思ふ。手当と申して三万円の手当にもなりますし、十分な手当が出るのではないかと思ふ。さらにまた、たとえば美術学校長が非常に美術文化に対する識見の高い人であり、もしこれをこの委員に当てはめるとするならば、美術学校長をやめなければならぬというようなむずかしい段階になるのではないか。そういう場合にやはり美術学校長に在職させて、一週間に一べんなり二べんなりこの委員会に出で、文化財の査定その他のことに対する手当を出るといふことは思ふ。給與の額もさつき申し上げたが、国会より高い額、近ごろたくさんのほのかの委員会でもそれが出るということは、国会より高い給與ならば、大臣とかあるいは司法部の最高裁判所長官だとかそういうものならばいざ知らず、何もかもそういうんな委員会ができる、国会議員より高い給與を受けるということは、どうも國權の最高機関の冒瀆のように私は思います。

はないかもしませんが、お許しを」
ただいて、党の方の機関に詰らして、
だたく余裕を與えてくださいんことを
を、委員長にお願いいたします。
○山本參議院文部委員長　ただいまの
原さんの御意見にお答えを申し上げま
す。国会議員よりもこの文化財保護委
員会の委員の給與の方が高くなつて不
都合だと、いうお言葉でございました
が、国會議員は月二万八千円でござい
ます。この委員の方は、五人のうち四人
の委員は二万四千円になつております
して、国會議員よりは低いのでござい
ます。ただ委員長だけが高くなつております
ますが、しかしその委員長もほかの
委員会の委員長よりも高い給料にはな
つておらないのでありますて、やはり
大体同じなんでありますから、委員長
だけは国會議員より一人だけ高くなつてお
りますが、ほかの四人の委員は國
会議員よりは高くなつております。
それからまた教育委員会は、ただいま
のお話にありましたように地
方行政機
関でございますが、月一回になつてお
るようでございまして、給與のないとい
うことはないのだと存じます。そ
ういうふうなことでございますから、今
の点についてちよつと申し上げておき
ます。

党に報告しておつたことは、衆議院側の意見はこうであるということと、それからいつでしたか、理事の打合会のときの参議院側の意向を伝えたもので、この法案になつてから、先ほど午前中の山本委員長からの御答弁を報告して、その上で至急に政調会の方で態度をきめるということで、もうしばらく時間をほしいといつておりますから、そう長くはかかると思います。今、原前委員長の質問と、それに對する参議院側の答弁を聞いて、その上で最後的なものを持つて参りますから、時間をしばらくでけつこうですから、時間をいただきたいと思います。

○長野委員長 いかがでしょうか、時間制限して……

〔速記中止〕

○長野委員長 速記をやめて……

○長野委員長 速記を始めてください。

○渡部委員長 ほかに御質疑はございませんか。

○渡部委員長 この法案に関する衆議院の、いわば文部委員会案ともいべきものを作成の過程においては、私もこれに参與した者です。その際には、自由党の諸君も全部この條項には反対であつたわけです。その自由党の諸君が意見をかえられたのかどうか、この点をまずはつきりさせてもらいたいと思ひます。

○長野委員長 渡部君の御質疑は、委員会对する質疑ですか。そのように聞えます。

○渡部委員長 こういう問題が、委員会においてほとんど全員をもつて決定されたような事柄が、始終ひっくり返る

の意見はこうであるということと、それからいつでしたか、理事の打合会のときの参議院側の意向を伝えたもので、この法案になつてから、先ほど午前中の山本委員長からの御答弁を報告して、その上で至急に政調会の方で態度をきめるということで、もうしばらく時間をほしいといつておりますから、そう長くはかかると思います。今、原前委員長の質問と、それに對する参議院側の答弁を聞いて、その上で最後的なものを持つて参りますから、時間をしばらくでけつこうですから、時間を

間を制限して……

〔速記中止〕

○長野委員長 速記をやめて……

○長野委員長 渡部君に申し上げま

す。それは審議の経過において当然も

たらされた結果であつて、意見が多少

前後かわることはあり得ると思いま

す。研究し検討し審議して行く間に、

誤ったことがあれば反省して行けばよ

うらしいと思う。かような意味におい

て、御意図はよくわかりますけれど

も、そうなつた事態をここでことさら

究明する理由はないと思います。

○長野委員長 そういう事実があつたのであるかどうかということが問題であります

ると思います。

○長野委員長 それはよくわかりまし

た。

○長野委員長 それでは質疑を終了するに御異議ございませんか。

○長野委員長 御異議なしと認めました。これにて質疑は終了いたしました。

○水谷(昇)委員 ます文化財保護法案

に対する修正案を創設いたします。

○水谷(昇)委員 三十一條」を「附則第百三十一条」に改め、第百三十一

條を削る。

○水谷(昇)委員 ます文化財保護法案

に対する修正案を創設いたします。

○水谷(昇)委員 三十一條」を「附則第百三十一条」に改め、第百三十一

條を削る。

○水谷(昇)委員 ます文化財保護法案

に対する修正案を創設いたします。

○水谷(昇)委員 ます文化財保護法案

いたしておりますが、わが国の現状におきましては、この程度をもつて最良策といたすべきであると存ぜられま
す。

員から提案になりました修正案に対し、賛成の意見を述べるものであります。

詳しく述べて御説明がありましたように、私は國民民主黨を代表して日本文化財保護法の面から免稅の面といふような意見で、将来この法律がほんとうに生きて日本文化財を保護して行けるように、完全な運営を要望いたしました。それで賛成いたすものであります。

○長野泰義 原君。
○原(慰)委員 私は國民民主黨を代表いたしまして、本法案並びに水谷君提出の修正案に賛成の意を表する次第であります。

この法案は、約一年前より參議院、衆議院双方で審議を重ねて來たものでありますし、さらに私といたしましても、その当時民主自由黨に連立をしておつた関係から、委員長の職を汚しておつたとして、特にこの法案につきましては、自由黨の諸君の御意向を体して衆議院案として作成し、まとめ、しかも本委員会全部の意向を代表して、今最高裁判所に行かれたました田中前委員長と数次にわたつて個人的にも夏の暑いさ中にあつて、約五時間もぶつ続けてこれを逐條審議などいたしたのでございますが、さらに前の国会の終りまするや、たたちに文部委員会より九州、中国、北海道、近畿、関東と各班にわかれで、この法案をつくる目的で現地の国宝を視察し、さらに有識者と懇談会を開いて民意の反映に努めて参つたのであります。しかも衆議院側の原案のまとまつたものに対して、參議院側がこの法案を多分に取入れて、ここに提出に相なつたことは、感謝にたえないところであります。

しかしこの法案を、本月二十六日付託になつて、会期まぎわになりましておさらには検討いたしますと、二、

三の疑問を残すのでありますて、先に
ど私が御質問申し上げた趣旨も、実に
この文化財の重要性にかんがみまして
て、よりよき法案をつくりたいといふ
熱意からでありますて、決して野党であ
るがために法案を阻止しようといふ
方とも話合いを進めまして、本案に
賛成する段階になつたことは喜ばし
のであります、ただこの法案成立に
あたつて、特にお願ひ申し上げなければ
ならぬことは、先ほども御質問申中
上げた点であります。この委員会が、結
局は文部大臣の指名に相なるといふこと
になります場合、常勤であり、給與
をとるということになります場合、どう
うかこれが官僚のうば捨て山にならぬ
よう、私は切にお願いしたいのであ
ります。

ういう希望條件を付しまして満腔の敬意をもつてこの法案に賛成するものでございます。（拍手）

○長野委員長 渡部君。

○渡部委員 我が党もこの法案の成立については賛成であります。民族の歴史的な財産である国宝や什器その他のものが、非常に荒廃にまかされてしまひ、また散逸の危険も十分にある。これは文化とか科学とか教育とかいうものに関する從来の関心が非常に低かつたばかりでなく、これを蔑視する傾向さえあつたということの必然的な結果であります。それで今にしてこのよう

な無闇心狀態からはつきりぬきんでて、科学、教育、文化というものが、日本の民主的な建設の上にいかに重要なものであるかということに対する明確な認識を持たれて、この民族的な歴史的な財産に対する適切な保護、保存の方法を講ずると同時に、国宝とを什器とかいうものを再び嚴密に選定し直して、その名にふさわしい権威を與えるというような仕事のために、ぜひともりつぱな法案がつくられなければならぬという考はは、わが党だけではなしに、私一文化人としても非常に強い関心を持つております。そのため参議院及び衆議院の文部委員会においては、法案の作成 成立のために努力して参つたのであります。ここに出ました法案については、私たちはなお多くの点で修正されなければならぬし、今後改変されなければならないものを見出でであります。たとえば私たちの考はでは、無形文化財といふものは、やがて別個な法案になさるべきであると考えるし、それからこの法案における機構の点も、もつと仄汎

なすぐれた文化人を中心し、かつ民主的運営し得るよう改むべきところは改められなければならぬし、さら

に現在最もわれくの要るような海外への流出というよな問題についての規定も、さらに嚴密にされる必要があるうし、ことに保護の上からいつて、免稅の規定が実現できない状態にあります。しかもまたこれについ

けであります。しかもまたこれについ

て十分な財政的な措置が講ぜられない状態である。C.I.Eの図書館にすら見返り資金のうちから二億数千万円の金

が出されているときに、日本の民族的な、歴史的な財産を保護することにさ

え、非常にけちくした金さえも出さ

れていないといふ現状、このこ

とが私たち国民として非常に遺憾に思

ういうような状態を今後なくして行かなければならぬという私たちは信念を

持つてゐるわけであります。従つてこ

ういう点については十分今後は考へる必要がありますし、そうして今申し上げたような点、その他の点につきましても、最近の国会におきましてさらにつけたようなものに修正し、改変して行く

といふような意味におきまして、私はこの法案に賛成するものであります。

○長野委員長 御異議なしと認めます。それではさよう決しました。本日はこれにて散会いたします。

午後四時十六分散会

〔参考〕
文化財保護法案（参議院提出）に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

谷君提出の修正案の修正部分を除く原案について採決いたします。賛成の諸君の起立を求めます。

○長野委員長 起立多数。よつて原案は修正議決せられました。（拍手）

なお報告書の提出については、委員長に御一任願いたいと存じますが御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○長野委員長 御異議なしと認めます。それではさよう決しました。

本日はこれにて散会いたします。

○長野委員長 これにて討論は終局いたしました。

○長野委員長 起立多數。よつて水谷君提出の修正案は可決せられました。

次に、ただいま可決せられました水